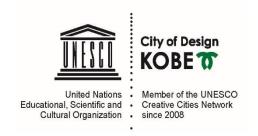
避難確保計画の作成について

~危機への備え~

神戸市危機管理室 令和3年3月

危機対応担当課長 / 消防司令長 城月 徹







BE KOBE

- 1.災害の激甚化
- 2.災害の危険度をチェック
- 3.危機に備える (避難確保計画作成・訓練実施義務)
- 4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法
- 5.警戒レベル(避難情報)の改定について

- 1.災害の激甚化
- 2.災害の危険度をチェック
- 3.危機に備える (避難確保計画作成・訓練実施義務)
- 4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法
- 5.警戒レベル(避難情報)の改定について

1.災害を振り返る ~近年の災害発生状況~

・令和2年7月豪雨 死者84名 洪水・土砂災害により、 熊本県などに甚大な被害

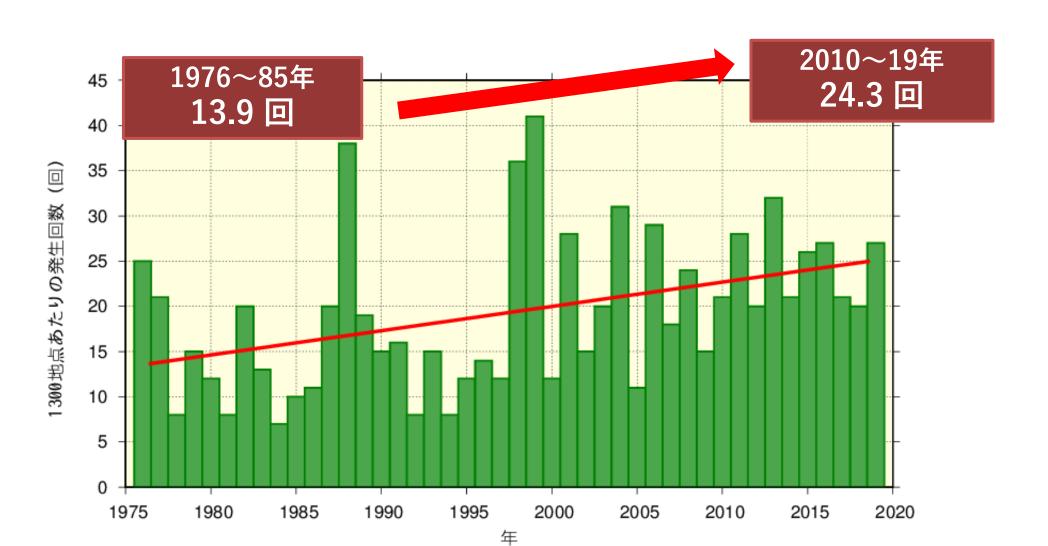
・平成30年7月豪雨(神戸市)灘区で大規模な土砂災害が発生





1.災害を振り返る ~猛烈な雨の頻度増加~

1時間80mm 「猛烈な雨」 年間発生回数(全国1300地点あたり)



- 1.災害の激甚化
- 2.災害の危険度をチェック
- 3.危機に備える (避難確保計画作成・訓練実施義務)
- 4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法
- 5.警戒レベル(避難情報)の改定について

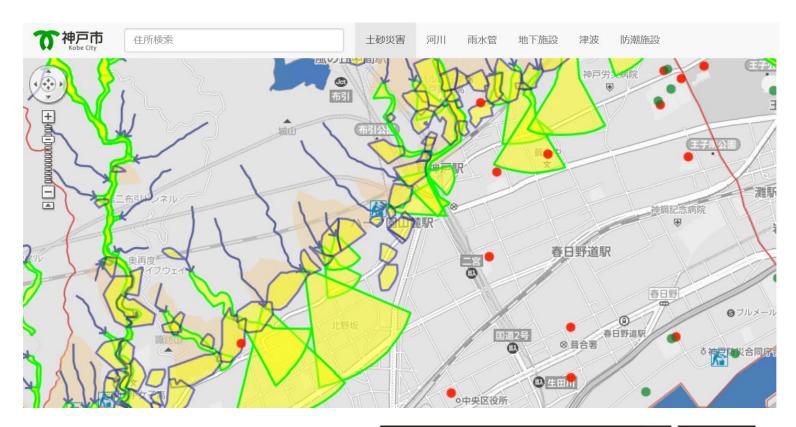
2.災害の危険度をチェック~日ごろから確認~

くらしの防災ガイド



・神戸市Web版ハザードマップ

大雨(土砂災害・洪水)による危険予想区域等を掲載

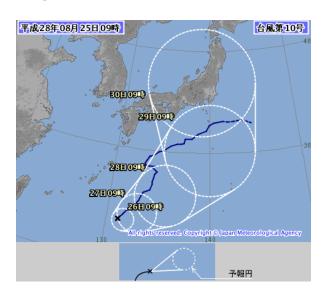


神戸市 ハザードマップ

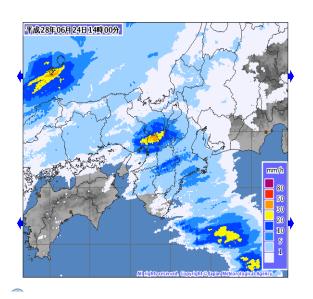
検索

2.災害の危険度をチェック~災害が接近してきたら~

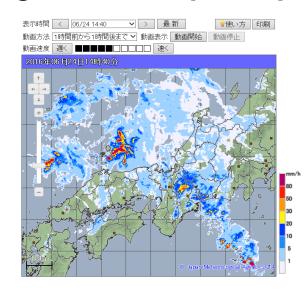
①台風情報(気象庁)



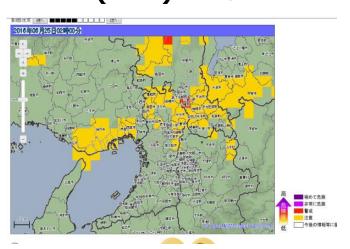
②今後の雨(気象庁)



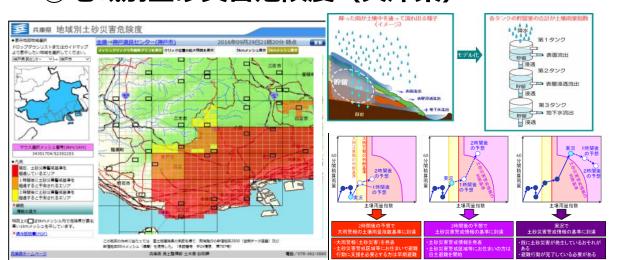
③雨雲の動き(気象庁)



④大雨警報(土砂)の危険度分布(気象庁)



⑤地域別土砂災害危険度(兵庫県)



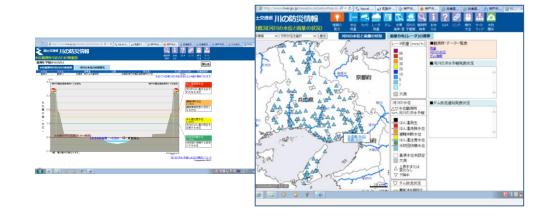
2.災害の危険度をチェック~災害が接近してきたら~

浸水で命に危険が及ぶおそれがある場所

⑥河川モニタリング、カメラシステム(神戸市)



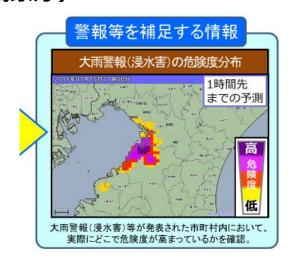
⑦河川水位 川の防災情報 (国土交通省)



⑧洪水警報の危険度分布(気象庁)



⑨大雨警報(浸水害)の危険度分布 (気象庁)



- 1.災害の激甚化
- 2.災害の危険度をチェック
- 3.危機に備える (避難確保計画作成・訓練実施義務)
- 4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法
- 5.警戒レベル(避難情報)の改定について

3. 危機に備える~岩泉町の高齢者福祉施設被害~

平成28年台風第10号に伴う大雨により、高齢者福祉施設に甚大な被害が発生しました





毎日新聞より引用

産経新聞より引用

3. 危機に備える~岩泉町の高齢者福祉施設被害~

【施設管理者】:避難行動に踏み切れなかった。

- 被災した要配慮者施設では<u>避難マニュアルがなかった</u>ため具体な行動がわからなかった。
- <u>『避難準備情報』の意味</u>が、「要配慮者を避難させるための情報」であることが、 施設管理者に<u>理解されていなかった</u>。(<u>9:00頃に町全域に発令</u>)
- 町からの状況報告依頼(16:40)があり、理事が町役場に向かい、16:55撮影時点では地盤面から20 c mほど低い水位を報告。5年前の台風の浸水被害実績から、その時点では避難を開始する必要はないと判断。
- 施設では、急に水位が上がってきたため、<u>管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、</u> 大量の水が一気に流れ込んできて、施設の1階は水没。(19:45)

【行政】

- 小本川は水位周知河川に指定されておらず、**県は浸水想定区域も公表していなかった**。
- 町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、 町長に報告されなかった。(17:20) 出典)内閣府 避難勧告の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインに関する検討会(第1回)資料を一部・加筆修正
 - ⇒要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のため、法律を改正

3. 危機に備える ~避難確保計画作成・訓練実施の義務化~

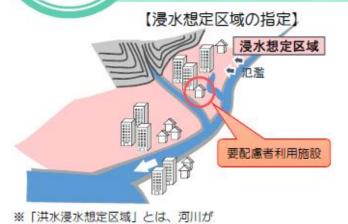
水防法・土砂災害防止法が改正されました

~要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために~

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。





警戒区域に立地するかどうかは「くらしの防災ガイド」や「神戸市Web版ハザードマップ」をご確認ください。

3. 危機に備える ~義務の対象施設~

○避難確保計画の作成・報告、訓練実施義務の対象

- ・ 「洪水浸水想定区域」または「土砂災害警戒区域」に立地し、 神戸市地域防災計画に記載されている施設 ※現時点で義務の対象である施設に対しては、市から案内を送付しています
- ○義務の対象施設の更新
 - ・毎年見直しを行っています(警戒区域の修正・施設の移転等を反映)
 - ・令和2年8月に兵庫県が想定最大規模降雨(1000年に一度の大雨) による<u>浸水想定区域を新たに公表</u>したため、<u>対象施設が増加</u>します。
- ※更新後の対象施設一覧は、地域防災計画の更新後に市ホームページに掲載します(4月予定)
- ※新たに義務が発生する施設に対しては市から案内を送付しています

○罰則(本市より指示のうえ、ご対応いただけない場合)

・要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、 法律による義務である避難確保計画の<u>未作成施設として施設名を公表</u>

3. 危機に備える ~避難確保計画とは~

○避難確保計画とは

・水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における 利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための項目を定めた計画

〇記載項目

- ・防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施、 その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置等
 - ※具体的な計画の作成・市への報告方法は後述

3. 危機に備える ~避難訓練の実施~

○避難訓練の実施

- ・<u>避難確保計画に基づいて避難訓練</u>を実施。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ・ハザードマップを活用するなどして、 水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、 浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの<u>地域の災害リスクの実情に</u> <u>応じた避難訓練</u>を実施することが重要です。
 - ※消防局は、指定された要配慮者施設から計画に基づく避難訓練について、要請に応じて助言を行います。

- 1.災害の激甚化
- 2.災害の危険度をチェック
- 3.危機に備える (避難確保計画作成・訓練実施義務)
- 4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法
- 5.警戒レベル(避難情報)の改定について

4. 避難確保計画の作成方法 ~警戒区域ごとの作成方法~

- ○土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域(100年に1度の大雨)の施設
 - ※現時点で作成が必要な施設に対しては、市からお知らせ済みです。
- ・神戸市ホームページに、

「ひな形」・施設情報を追記すれば計画を作成できる

「チェックリスト」:計画に必要な事項を記載

を掲載しています。

- ○洪水浸水想定区域(1000年に1度の大雨)の施設 ※新たに義務発生予定
- ・対象施設には、4月に計画の作成方法をお知らせします。

5月末(梅雨入り前)までに計画をご作成ください

4. 避難確保計画の作成方法 ~ひな形とチェックリスト~

・ひな形 (洪水)

※提出時はこのコメントを削除してください。

【作成例】。

高齢者施設を想定した表記が多くあります。 施設の種類に応じて適宜修正してください。

水防法に基づく 洪水に関する避難確保計画

(改 訂:●年●月●日)』

施設所有者又は管理者の名称。

・チェックリスト

避難確保計画掲載事項チェックリスト 令和元年5月。 チェック。 チェック・ 対象施設名。 担当者名。

計画の項目。	チェック項目。	チェック	該当。
	①施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、 土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか。		o.
防災体制、情報収 集及び伝達。	② ② 監戒レベル3 (避難準備・高齢者等避難開始) の発令の段階で要 配慮者の避難誘導を行う体制となっているか。		e).
	③監戒レベル3 (避難準備・高齢者等避難開始)等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか。		+1
避難誘導。	④避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか。		e.
	⑤避難場所までの避難経路や移動手段などがリスク情報を踏まえた 実現可能なものになっているか。		e
	⑥必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか。 (豊寮署や消防署など、緊急時に助けを求める連絡先が記載され ているか)。		÷.
避難の確保を図 るための施設の 整備。	⑦洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための 設備が記載されているか。		ø.
	®夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか。	o.	e)
	⑨屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか。	o	e.
防災教育と訓練。	⑩適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか。	e ²	o
	⑪自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、 計画に配載されているか。	٠	+3

[※] 必要に応じて、昼夜・休日別に定める。

4. 計画作成・訓練実施の報告方法



避難確保計画の作成・ 避難訓練の実施後は、 <u>様式に基づいて</u> 神戸市危機管理室へ 報告をお願いします。

神戸市ホームページで「避難確保計画」と検索してください。

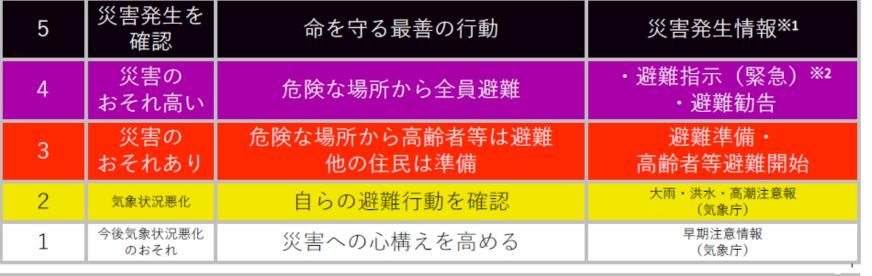
ひな形やチェックリスト、避難確保計画・訓練実施の報告方法 を掲載しています。

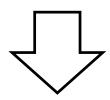
- 1.災害の激甚化
- 2.災害の危険度をチェック
- 3.危機に備える (避難確保計画作成・訓練実施義務)
- 4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法
- 5.警戒レベル(避難情報)の改定について

5.警戒レベル(避難情報)の改定について~新旧比較~

警戒 レベル 状況 住民がとるべき行動 行動を促す情報

現行





5 災害発生 スは切迫 命の危険 直ちに安全確保! 緊急を

緊急安全確保※1

改定後

────────────────────────────────────				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)	
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ^{※2}	高齢者等避難	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	

5.警戒レベル(避難情報)の改定について~避難行動~

土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険な場所にいる場合、

警戒レベル3~4発令時:立ち退き避難

警戒レベル5 発令時:緊急安全確保 を行ってください



まとめ

令和元年度台風19号に際し、老人ホーム施設全体が水没したにも 関わらず、全員が無事避難できました。

移動に介助が必要な方を、 事前に車いすやベッドごと 3階建ての別棟に避難させたことで 一人も被害者が出ませんでした。

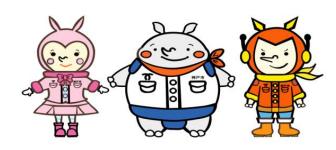
地域の危険と気象の影響を知り、 避難情報の意味を理解し判断し行動する。 危機に備えるには、計画(想定)と訓練を



https://jeanet.org/wp/wp-content/uploads/2019/10/ccac80cb172c93464974a17a4c4ebeb0.jpgより引用

ご清聴ありがとうございました。

BE KOBE



神戸市防災啓発キャラクター 「どすこい防サイくん」とその仲間たち



神戸市防災ポータルサイト 「SONAE to U?」 http://www.kobe-sonae.jp/

